

開発協力大綱案に関する公聴会

平成26年11月23日（日）

仙 台

○司会（池田 JICA 東北支部総務課長） ただいまより、開発協力大綱に関する公聴会を開催いたします。

本日は、ご多忙のところ、多数の関係者の皆様にご出席いただき、まことにありがとうございます。

本公聴会の司会進行を務めさせていただきます、JICA 東北支部総務課長の池田則宏でございます。よろしくお願いいたします。

皆様ご承知のとおり、外務省では、11 年ぶりに ODA 大綱の見直しを進めております。見直しにあたり、6 月に岸田外務大臣に提出された「ODA 大綱見直しに係る有識者懇談会」の報告書を踏まえ、外務省において原案を作成し、関係省庁との調整が進められ、10 月 29 日に現行の ODA 大綱に代わる新しい開発協力大綱の政府案が提示されました。

本日の公聴会は、本政府案について幅広くご意見を伺う趣旨で開催されるものであります。公聴会は、全国で4か所、東京、京都、福岡、仙台において開催されるとともに、現在、外務省のホームページ上でパブリック・コメントを11月27日まで受け付けております。これらを通じ幅広い方々からご意見を伺った上で、年内の閣議決定を目指してプロセスが進んでいくこととなります。

本日の公聴会は、まず外務省より大綱の政府案を簡単にご説明いただいた後、皆様からご意見を伺いたいと思います。

なお、本日もいただいたご意見は、個人名・所属名を伏せた上で外務省ホームページに掲載予定ですので、あらかじめご了承ください。

それでは、外務省国際協力局政策課の高杉優弘課長より、開発協力大綱の政府案について概要をご説明いただきます。

高杉課長、よろしくお願いいたします。

○外務省（高杉国際協力局政策課長） こんにちは。外務省国際協力局政策課長の高杉と申します。よろしくお願いいたします。

本日は連休の中日という日にちの悪さにもかかわらず、20名を超える方にお集まりいただきましてどうもありがとうございます。

本日は JICA 東北の池田課長から説明がございましたように、今年、ODA 大綱の見直しプロセスを進めており、既に有識者懇談会を今年3月の終わりに立ち上げ、6月に有識者懇談会からの報告書をいただきました。それを受けた形で、政府内で新大綱の案を策定し、関係省庁との調整をさせていただいた上で、10月29日にホームページ上に公開しました。お手元に資料がありますが、「開発協力大綱の決定について 平成 26 年●月●日」と書いてあるものがホームページ上に掲載している新大綱の案です。

この案に基づいて、現在、パブリック・コメントということで、ホームページ等を通じて、30日間、具体的には来週の木曜日まで、一般からのご意見を受け付けております。それに加えて公聴会として全国4か所において、今回直接ご意見をお伺いする機会を設けさ

せていただいております。具体的には、先週の土曜日と日曜日に東京と京都で行い、昨日は福岡でも開催しました。本日は4回目になりますが、仙台で開催させていただいております。

新大綱の案については、既に皆様、ホームページに掲載されている新大綱の案をご覧いただいているかもしれませんが、本日はせっかくの機会ですので、簡単に概要だけ説明させていただき、その後、皆様方からいろいろなご意見を伺うことができると考えております。

新大綱は、一番上にある横長の資料ですが、「開発協力大綱（案）」があります。これは、新大綱の案を、見出しを中心に簡単にまとめさせていただいたものです。まず、この資料に基づきながら簡単に15分ほどご説明させていただきます。

新大綱の象徴的な話ですが、名称を、これまでの「政府開発援助大綱」から「開発協力大綱」と変更する提案をさせていただいております。これは、6月にいただいた有識者懇談会から「開発協力大綱」という名称が提案されていることでもあります。今回、それを踏襲した形で「開発協力大綱」という名称を採用させていただきました。

本文をご覧いただくと、従来は「ODA」という言葉が使われていた部分に「開発協力」と言い換えられている部分があります。では、「開発協力」とは何なのだろうかということですが、お手元の資料の最後のほうに参考資料があるかと思えます。1ページめくっていただくと、「ODAとは」とあります。これは、ODAの定義を書いてありますが、そもそも「ODA」という言葉は、日本語で政府開発援助と呼んでいまして、これは日本が定めた定義ではなく、パリにあるOECDの開発援助委員会という、援助を実施している国の集まり、ドナー国の集まりでODAの定義がなされており、これを踏まえて各国は、自国が実施したODAについて実績報告を行ったり、共通のルールに従ったりということで展開しております。ODAの定義は、公的な機関によって供与される、開発途上国の経済開発や福祉の向上に役立つことを主目的とし、さらに、アシスタンスは、ローンの場合、供与条件が緩やかであることが条件としてさらに加えられております。この3条件を満たすものがODAということで国際的に定義されております。

今回、開発協力大綱上の「開発協力」は何なのかということですが、本文の1ページ目の最後の文章をお読みいただくと、「なお、ここで言う『開発協力』とは、」ということで、「開発途上地域の開発を主たる目的とする政府及び政府関係機関による国際協力活動」を指すとさせていただいております。「開発協力」は、実は、解釈に幅があって、どこからどこまで含むのかあまりはっきりしない面があります。したがって、今回、開発協力大綱を策定するに当たって、中に「開発協力」という言葉が多用されているので、その範囲を明らかにしました。

今申し上げたとおり、「開発を主たる目的とする政府及び政府関係機関による国際協力活動」ということですので、参考資料の1ページ目の分類図を見ていただくと、こちらでも「開発協力」を使っていますが、これは広い意味での「開発協力」で、一つは公的資金、

この中に ODA とその他公的資金の流れ、これは OOF (Other Official Flows) とされているもの。具体的には、例えば JBIC による融資などが入ります。また、民間資金、非営利団体による贈与。このカテゴリーに分けられていますが、今回この大綱で言うところの「開発協力」については、OOF は基本的には入りません。なぜならば、開発を主たる目的としていないからです。また、政府や政府関係機関以外の活動である民間資金や NGO による贈与も入りません。したがって、「開発協力」の範囲はほとんどが ODA によって占められるというのが、この開発協力大綱上の「開発協力」の意味です。

そうであれば、なぜわざわざ「ODA」を「開発協力」と言い直す必要があるのかということについては、一つは、今まさしく ODA の定義を決めている国際機関である OECD の DAC (開発援助委員会) で、今の ODA の定義を決めたのが 40 年以上前で、そこからずっと同じ定義を使っており、今、ODA の定義が時代に即さないから ODA の現代化を図るということで再定義の動きがあります。今、国際場裡においてさまざまな議論がなされていて、ODA の範囲が、今後大きく変わるという点があります。

我々としては、もともと 1992 年に ODA 大綱を策定したそもそもの趣旨として、日本の国際貢献、日本の国際協力については、日本自身の考えを持って主体的・戦略的に行わなければならないだろうということで始めたものです。したがって、今回「開発協力」という言葉を使ったのは、ODA の国際的定義にとらわれず、日本として必要だと考える協力は行うし、必要と思わない協力は行わないという観点から、日本自身が自らの考えで「開発協力」の範囲を設定するという点で、今回、名前を変えたという面があります。

名前を変えるにあたっては、有識者懇談会において「開発協力大綱」という名前が提案されたことは事実ですが、その報告をいただいて、外務省の中でも、名前をどうするのか、現状維持したほうがいいのかという意見もありましたし、「国際協力大綱」のほうがいいのかという意見もありました。さらに、「開発協力」というよりも「開発援助」がいいのではないかという意見もありました。そうしたさまざまな意見があった中で、最終的に外務省として「開発協力大綱」という名前を選択させていただきました。

その趣旨として、一つは、「国際協力」では広すぎるのではないかという議論がありました。今回、開発を主たる目的とする活動に限定すると、例えば PKO 活動というものがありまして、PKO 活動は国際協力活動であることは間違いないと我々は思いますが、今回は PKO 活動について定める文書を作成するという趣旨はなく、あくまで ODA を中心に、国際協力全体の流れを見ながら、その中における ODA の位置づけを考えるという意味では、広く国際協力全般のことを考えることは確かですが、ここに書いてある内容は、基本的には ODA を中心に書いてあるものですので、そういう意味では、「国際協力大綱」と書くと、ODA よりも幅広い国際協力活動全般についての文書であるという誤解を招くのではないかということで、あえて「開発」という言葉を残しました。

もう一つは、協力か援助かということですが、今回の大綱を通じて流れている基本的考え方でもありますが、これまでのように、先進国から途上国に一方的に援助する側と援助

される側の関係ということで今後の ODA のあり方を考えるべきではないのではないかと
いう発想があります。すなわち、例えば、今、新興国が目覚ましい発展を遂げていまして、
例えば中国にしても、ブラジルにしても、インドにしても、南アフリカにしても、彼らの
協力活動、援助に近いようなことを展開しております。彼らは、これは ODA ではない、あ
くまでも南南協力、南と南との間の途上国同士の協力であると言って、これは ODA ではな
い、援助ではないと言っていますが、そうした国々が行っている協力活動も重要性を増し
てきていることも事実です。

さらに、日本と途上国との関係を考えて、日本が一方的に、彼らのためだけを考えて援
助を行うというよりも、ODA を通じて途上国との関係強化を図ることによって、日本自身
のためにもなる ODA を考えていかないといけない。一時期、90 年代は日本の財政状況が
悪化し始めた時代でしたが、日本の ODA の量については参考資料の 7 ページをご覧ください
ますと、上のほうに主要援助国の ODA 実績の過去の推移が載っております。左の欄にグ
ロスベース、右の欄にネットベースがあります。OECD の DAC においては、基本的には、
支出純額のネットベースで国際比較をするというルールになっていますが、支出純額とい
うのは円借款でお金を貸した返済金を差し引いたものです。グロスベースというのは、返
済金を差し引くことなく、円借款を含めて出したお金を計上したものです。

日本は、具体的には右側のネットベースでご覧いただきたいと思いますが、90 年代は世
界ナンバーワン・ドナーとして活動していました。その後、米国が、9.11 の反省を受けて
ODA の量を伸ばし、ヨーロッパ各国も ODA を伸ばしている中で、日本の ODA は横ばい
の状況が続いています。そうした中で、ネットベースは、一昨年は第 5 位、昨年はミャン
マーに対する債務救済等一時的な要因がありましたが、フランスを抜いて世界第 4 位とい
う実績があります。

日本の援助がなかなか伸びていない状況の中で、2000 年代以降、日本の経済も苦しい状
況が続いており、日本国内がこれだけ厳しい中で国際貢献に回すゆとりはないという意見
も強くあります。最後のページに ODA に関する世論調査の表がありまして、今くらいの
ODA は実施してもいいという意見が一番多いのですが、少なくとも増やすべきだという意
見はなかなかなくて、むしろ減らしていくべきだという意見が徐々に強くなってきてい
る状況があります。

そうした状況の変化を受けて、我々としては、ODA についても、日本にとって役に立つ
ODA を目指していかないと、国民の貴重な血税を使うわけですから、あくまでチャリテイ
だ、ばらまくということで ODA を展開していったら国民の理解が得られないだろうとい
う発想がありまして、今回、新大綱を「開発協力大綱」という名称のもとに策定させていた
だくことを決断したものです。

新大綱の中身については、パワーポイントの青い資料をご覧くださいと思います。
大きく「理念」、「重点政策」、「実施」の 3 つに整理させていただいております。現行の ODA
大綱の資料をオレンジ色の紙として付けておりますので、場合によっては、双方をあわせ

でご覧いただきたいと思います。現行大綱では、若干整理がはっきりしなかった点を考え方としてすっきりさせようということも懇談会で指摘されましたので、「理念」は、日本が ODA・開発協力をどういう考えのもとに進めるのか、どういう考え方をもって実施しているのかということを書いたものです。「重点政策」は、ODA で行う援助の具体的な中身を書いてあります。「実施」は、官民連携を含めてですが、日本が ODA をどのように実施していくのか、いかに戦略的・効果的に実施していくのかという手法の問題を 3 番目に書いてあります。

基本的な中身ですが、レジュメの 3 ページ目に書いてある「開発協力の目的」については、基本的に現行大綱を踏襲しておりますが、我が国は、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献することを目的として開発協力を推進すると書いております。さらに、2 番目に、こうした協力を通じて日本の平和と安全の維持、さらなる繁栄の実現、安定性及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった、日本の国益の確保にも貢献するという二段構えになっています。

さらに、今回、開発協力という形で ODA を発展的に整理し直した面がありますけれども、引き続き、開発協力を民間との連携も考える中で、ODA は、開発に資するさまざまな活動の中核として、国際社会の平和・安定・繁栄に資するさまざまな取組を推進するための原動力という位置づけをさせていただいております。

「基本方針」は大きく 3 点あります。1 点目は「非軍事的協力による平和と繁栄への貢献」、2 点目は「人間の安全保障の推進」、3 点目は「自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自立的発展に向けた協力」の 3 本柱です。

1 本目の柱は、日本は、来年で戦後 70 周年になりますが、ODA という、軍事手段によらない国際協力の手段を通じて、これまで国際社会の平和と安定に大きく貢献してきた実績があります。その実績については、国際社会からも一定の評価と尊敬を受けています。69 年間の平和国家としての歩み、さらに、ODA という意味では今年が 60 周年ですが、この 60 年間の ODA の歩みを振り返って、非軍事の面で日本は国際社会に協力していくのだという点で、これを日本の ODA の第一の考え方ということがあります。

2 点目、3 点目の考え方は、現大綱にも載せられているものですが、人間の安全保障ということで、一人一人の人間に注目し、その保護と能力の強化を図っていきます。3 番目の「自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自立的発展に向けた協力」は、日本の援助は、途上国で困っている人がいたらそれを一時的に助けてあげるだけでなく、その人、その国が一人立ちできるように投資してあげる。それが日本の支援の基本的なポリシーとして実施してきたものですので、この点を改めて認識したということです。

次のページに「重点政策」が書かれております。「重点課題」として大きく 3 つに整理しております。これもおおむね現行の大綱を踏襲していますけれども、一つは「『質の高い成

長』とそれを通じた貧困撲滅」です。今の大綱でも、「貧困削減」と「持続的成長」が「重点課題」の1番目と2番目に挙げられています。やはり成長と貧困撲滅は全く無関係な課題ではなく、持続的に貧困撲滅を図っていくには、その国が自立的に成長していくことがないと、いつまでたっても援助漬けの生活を送ってしまうことになります。それではよくないということで、成長を通じた貧困撲滅をできる限り目指したいということです。ただ、成長といっても、それが格差を拡大するような成長では困るということで、単に「成長」ではなく「質の高い成長」という言葉を使っています。それでもなかなか成長できない国があると思うので、そういう意味では、それを救う観点から、ここにも「脆弱国」という表現を使っていますが、開発から取り残されているような国々ないしは人々に対しての人間の安全保障という観点から、しっかりとそこを救うための支援を行っていくということでもあります。

2番目は「普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」です。これは、現行のODA大綱においても「平和の構築」ということで、国際社会の平和と安定のための日本のODAとして重点課題の一つとさせていただいているものですが、さらに幅を広げて、そもそも途上国の場合はガバナンスがしっかりしていなかったり、法の支配がなくなってなかったりする国があります。そうした国は、インフラ整備だけを実施してもなかなか発展が難しい状況がありますので、やはり人づくり、制度づくりから日本として協力していかないと、成長することはなかなか難しいということがあります。

さらに、平和で安全な社会であることが開発のための大前提で、特に紛争後の国をご覧いただきますと、そもそも平和・安全が実現していないと、開発しようとしても成長の成果が一日にして失われてしまう状況にありますので、その点についても、ODAを通じた支援をしっかり行うということです。

3番目は「地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築」ということで、地球規模課題については、今ちょうどニューヨークにおいて、来年達成期限となるミレニアム開発目標の次をどうするのか、2015年が達成期限ですが、2015年が終わった先をどうするかという議論をしています。これがポスト2015年開発アジェンダという名前です。一般に呼ばれていますが、こちらについてさまざまな議論がなされています。エボラ出血熱もそうですが、日本だけで取り組んでもだめなもの、国際社会全体として取り組む必要があるもの、こうした課題があります。こうしたものについて、日本のODAを通じてしっかりと取り組んでいくことが3番目の重点課題として挙げられています。

(2)は「地域別重点方針」ということで、各地域にどこに大きな柱を置いて対応していくのかということを書いてあります。ここで1点だけ補足させていただくと、一人当たりの所得が一定の水準にあっても、例えばカリブの島々の国々は、今年7月の終わりに安倍総理が史上初めてカリブ訪問をされて、そこでも表明していましたが、そうした国々については、一人当たり国民所得は比較的高く出ます。人口が極めて少なく、人口が10万人や20万人など、日本で言うと市区町村のレベルに近い国々が多いので、一人当たり国民所

得は比較的高くなりますが、あまりにも国の経済の規模が小さいことと、ハリケーンが多く襲来するため、その国の1年間のGDPが1回のハリケーンで吹き飛んでしまうくらいの被害を受けるという脆弱性があります。さらに、島国なので、輸送コストが非常にかかるし、エネルギー一つをとっても到底自給できません。また、その国の中のマーケットはほとんどないので、自立した経済発展は極めて厳しく脆弱な環境に置かれた国々があります。

そうした国々については、一人当たり国民所得だけで考えてほしくないということが、彼らから日本に対する要望の一つとして、昨年9月の国連総会の際に日本とカリブ諸国共同体との外相会合がありました。そこでも強く要請され、日本として検討してきた経緯があります。

ODAについては、国際的な定義があり、実はODA対象国が決まっています。一人当たりの国民所得が1万2,275ドルを3年連続で上回るとODA卒業という整理をされることになっております。これは国際的なルールとして決まっています。もちろん、その基準を超えると援助を行ってはいけないということは全くなくて、実際、ほかの国々も援助を実施していますが、ODA統計からは外してくださいということになります。日本の場合、これまで、「ODA」という言葉を使っていたこともあり、ODA統計から外れたとたんに、それはもう実施してはいけないということで、基本的には援助打ち切りと考えてきた経緯があります。しかし、今回、カリブの小島嶼国といった特別な脆弱性を有する国々の実情を踏まえると、日本として、一人当たり国民所得だけでODAを実施するか実施しないかを定めるという考え方はおかしいという判断のもと、今回、ODAの基準上、卒業国として整理される国であっても、日本として支援が必要と考えられる場合は必要な支援ができることを改めて明記しました。

3番目の「実施」が実は一番重要なことと考えております。やはり、きれいごとだけを言っても、それをしっかり実施できなければ何の意味もないと思いますので、どのように実施していくのかをしっかりと定めることが重要と考えております。

一番上に「戦略性の強化」と書いてありますが、今回、ここが重要なポイントと考えております。「戦略性の強化」については、一つは、外交政策に基づいて開発協力方針を策定・目標設定を行うという考え方を打ち出しています。すなわち、途上国の開発ニーズがあると、それだけで日本として援助を行うか、行わないのかを判断するわけではなく、実際にもこれまでの日本のODAは外交政策の一環として実施してきております。例えば北朝鮮の状況も、開発ニーズの観点からは極めて厳しい状況に置かれていると思います。しかし、日本外交の手段であるからこそ、開発ニーズがあるということだけではなく、日本のODAは、日本が国際社会の平和と安定に協力していくとともに、日本が国際社会で生き抜くために重要な手段である、そういう意味において、日本の外交という観点から行う意義がある援助であれば実施するし、日本の外交の観点から行う意義がない援助であれば行わないというように、援助意義づけをしっかりと考えてODAを展開していかないといけないと思います。日本自身の考え方に基づいて実施していくということでもあります。

もう一つは、下のほうに「連携の強化」があります。この「連携の強化」については、これまでの、例えば国際機関との連携、新興国との連携は位置づけていましたが、今回特に大きく打ち出したのは、民間との連携、地方自治体との連携ということです。これも、参考資料の5ページに典型的に載っていますが、先進国から開発途上国への支援フローも、この10年間をご覧いただいても、ODAは全体として伸び悩んでいる状況です。これは日本だけではなく先進国全体です。その中で、民間資金の流れが著しく増えております。したがって、途上国の開発を考えるに当たって、民間資金、民間投資、こうした資金の存在を抜きにODAだけで自己完結することは時代に即さない状況にあります。

そうした中で、民間資金とODAを組み合わせることで途上国の開発を考えていくことを今後は展開していかないと、ODAだけで物事を考える時代ではないということで、今回の新大綱では官民連携を強く打ち出しています。実際、民間資金については、政府として指図する立場にありません。民間が自己の判断で、お金が儲かると思えば投資します。お金が儲からないのに、政府から、君ちょっとアフリカに行ってくれ、アフリカは民間投資が欲しいと言っているということで行ってくれるかということ、彼らは損をしてまでアフリカに行ったりは決してしません。そうした中で、日本のODAと組み合わせることで、開発途上国の開発を促進できるような民間投資の流れを呼び込めるのではないかという観点で、日本としては、ODAの官民連携をしっかり位置づけました。これは決して、日本企業の輸出補助金的なODAを目指すということではありません。

また、これは新聞等によく載っているのを念のためにご説明します。開発協力の適正性確保のための原則がありまして、5ページの説明資料で言うと、3の(1)のイのところですが、その下に(ア)から(キ)まであります。これは、従来、ODA4原則やODA4指針と言われていたものですが、2003年のODA大綱でもIIの中に「援助実施の原則」ということで4本の柱が立っています。(ア)から(エ)までは、従来のODA4原則を踏襲したものです。今回、それに加えて(オ)、(カ)、(キ)ということで、「公正性の確保・社会的弱者への配慮」、「不正腐敗の防止」、「開発協力関係者の安全配慮」を原則の中に含めました。したがって、従来の4原則が7原則になったわけです。

これを受けて、今回、(イ)の「軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避」ですが、「非軍事目的の開発協力を相手国の軍又は軍籍を有する者が関係する場合には、その実質的意義に着目し、個別具体的に検討する。」という一文を付け加えております。我々としては、「軍事的用途及び国際紛争助長への助長回避」の原則については、従来どおり維持する考え方に変わりはありません。あくまで軍事目的にODAが使われないようにすることだろうと考えております。すなわち、非軍事目的であれば、軍の下にある機関ないしは軍籍を有している人がJICAの研修に参加することを排除するという考え方は従来からありません。これまで、例えばセネガルで、軍のもとにある病院がありまして、産科の建物があるのですが、そちらへの支援を実施した経緯があります。セネガルのこの病院は、セネガルの国防省の管轄下にあり、もともとフランス軍によって設立された病院で、西アフリカ

随一の高い水準の病院で、拠点病院とも称されていますが、セネガルに対する保健分野の支援を行う上で、その病院が軍のもとにあるからといって医療分野での協力はできないというのはおかしいだろうという判断のもとに、数年前になります、その病院に対する協力を ODA を使って実施した経緯があります。そうしたことは今後ともあり得ると考えています。また、新潟に国際大学という大学がありまして、そこでミャンマーの政府職員が研修を受けています。基本的には、国際関係論などを学んでいるのですが、軍政下にあったミャンマーが民主化した中で、省庁の局長クラスには、士官学校を卒業して国軍で勤務した人が多くいます。そうした元軍人に対して、日本として必要な協力を、民政移管後の国づくりを支えるための支援を行うことは重要であると考えております。元軍人に民主主義や国づくりを教えるにはいけないとするのはナンセンスであるという考え方から、そうした協力も引き続き実施していくことを考えております。

軍事転用を懸念する意見があります。軍事転用については、もちろん、軍の下にある機関ないしは元軍人といったことだけで、必ずしも転用の危険性が高いということではなくて、それ以外の部局に対しても、例えば国家警察や海上警察に対する協力を実施したり、それ以外もそうですが、供与した物資が軍事転用されないかどうかということはいくら見ていく必要があると考えております。

ただ、その点についてはケース・バイ・ケースで、個別の実情を見ながら慎重な検討を行っていくことが正しい姿だろうと考えておりますので、我々としては、この一文を付け加えることで、特にこれまでの日本の ODA の考え方の基本である「軍事的用途及び国際紛争助長への使用回避」の原則を変えたという考え方はありません。しかしながら、この点については、今後の日本の ODA のあり方ということで、今回の開発協力大綱全般を踏まえて、これまでもさまざまなご意見をいただいているところですが、もう一度皆さんと国民レベルでの議論を経て、その上で、今後、日本の ODA はどういう姿を目指していくことがいいのか見つけ直そうということで、新大綱の政府案を今回公開させていただいておりますけれども、最終案については、皆様からいただくご意見、既にいただいているご意見を含めて、しっかり検討させていただき、今後、年末にかけて最終案の策定をしっかり進めていきたいと考えております。

説明が長くなって恐縮ですが、私からの冒頭の説明は以上です。

本日は JICA 本部からもおいでいただいておりますが、何か補足等がございますか。

では、以上です。

○司会 ありがとうございます。

本公聴会では、幅広い方々からのご意見をいただく趣旨のもと、事前にご発言のご希望を伺っていましたが、事前の申込みがありませんでしたので、本日ご出席いただいている皆様の中から、ご意見等がございましたらお受けしたいと思います。

ご質問、ご意見がございます方は、挙手の上、発言される前にご氏名、ご所属、肩書を

おっしゃっていただいた上でご発言いただくようお願いいたします。

どなたかいらっしゃいますか。

○意見表明① 開発協力大綱を読ませていただいて、2つの質問があります。

1点目は、NGOの立場というよりも一般的な国民の感想としてです。この大綱が策定されたのは3月前後と記憶しております。そのころは中国との関係、北朝鮮との関係など、東アジアは大変緊迫していたことで国民の関心も強くあったと思います。それを受けて、提言された後に、私どもが今活動しているイラクやイスラム国など、過激派が急激に台頭してきていて、中東地域の不安定化がさらに激しくなっている状況があります。そのことが大綱には読み取れないので、その辺は想定されていなかったのはもちろんですが、今後、これから10年使うような大綱であれば、そういうことも盛り込まれたらいいのではないかと思います。

2点目は、それと関連して、アジア地域に特に民間資金を組み合わせるということを課長さんはおっしゃいましたが、アジア地域は今もそうですし、私がもう一つ担当しているカンボジア地域などは、日本企業が急激に進出してきております。ただ、日本企業は石橋をたたいて渡るので進出が少し遅れています。中国などはカンボジアの奥にも積極的に入ってきていて、おいしいところが終わって後から来るような面があると思います。日本は、こんなにきちんと道路をつくってくれているのに、早く来ればいいのにと思うのですが、タイミングが遅れて、それは仕方がない面があるのですが。そのように、先を行くなら、アジア地域のみならず、中東などにも特に日本国の力を入れていただきたいと思います。中東の人たちもすごく待っています。日本企業の投資はないし、日本は来てくれないと思っているので、そういうところもぜひ官民連携していただいて進出してきていただきたいと考えております。

○司会 ありがとうございます。

もうおひと方のご質問を受けてから、課長からご回答をいただきたいと思います。

○意見表明② 今回、4つの質問をさせていただきたいと思います。いずれもほかの会場で出ている話だろうとは思いますが。

1点目は、目的についてです。今、前回のODA大綱と同じように、国際社会の平和の安定と繁栄の確保、これを通じて日本の繁栄に貢献するというものであまり変わっていないというお話がありました。私などが大学で学生に説明していると、日本の国益に貢献もあってもいいけれども、あくまでも国際的な平和と繁栄があつて、その結果として日本企業も利するというのはいいけれども、それ自体が目的であるというのはどうかなど。学生の意見が全てというわけではないのですが、そのような感じがあります。

これ自体は、確かに、国際社会の平和と安全を通じてということですので、それは別に

おかしくないのですが、前回の ODA 大綱と比較すると、日本の国益の前に、「こうした協力を通じて」と「日本の国益に貢献する」の間に、安全の維持、繁栄の実現、安定性・透明性が高く見通しがつきやすい、国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といったことがたくさん書いてあるので、そこが膨れ上がったような印象があります。例えば、議論しているときはそうではないでしょうけれども、後々これがセットされてパッと見たときに、前回の ODA 大綱と比べると、そこがすごく膨らんでいるような印象があります。そのあたりはどのようなご議論があったのでしょうか。

2 点目は、これもほかの会場からご意見が出ていると思いますが、6 ページの「地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築」のところに、「ミレニアム開発目標 (MDGs)・ポスト 2015 年開発アジェンダといった国際開発目標とそれをめぐる議論を十分に踏まえ」と書いてあります。課長がお話しされたように、ポスト 2015 年開発アジェンダは来年決まるということで、今いろいろな意見が出ているけれども、土壇場にならないと決まらないような気がします。それが決まったときに、今後 10 年を規定する ODA 大綱との整合はどのようなのでしょうか。

外務省などの説明を聞くと、まずは日本が行いたいと考えていることをここで述べるというお話のようですが、そうはいつでも、決まってしまうと、不整合がでるといけないのではないかと思います。そのあたりは、この開発協力大綱の中でどのように準備されているのか、どのようになっているのでしょうか。今、MDGs だと釈迦に説法かと思いますが、仮にああいう話になった場合、こういうものの不整合が出てきはしないかと思うので、お考えをお伺いしたいと思います。

3 点目は、この開発協力大綱を進めるための資金の話です。11 ページの「実施基盤の強化」のところに、「対国民総所得 (GNI) 比で ODA の量の 0.7%とする国際的目標を念頭に置く」と書いてありますが、これ以上のことは書いてなくて、要するに、ODA を実施するための予算の確保、それ以外の資金をどう考えるかなど、量的な話を何か書いていただけないのでしょうか。それについて議論があればお伺いしたいと思います。

4 点目は、震災復興について、この開発協力大綱の中ではどのように議論されたのでしょうか。3 ページの上から 2 つ目の段落の「加えて、」から始まる 5 行目あたりに、「震災復興等」と一言入ってはいるのですが、開発途上国への支援と震災復興は、関係があるといえば大いにあると言えると思います。それ以外の部分でも、今後の方向のようところでそういうことが出てくるといいなと思うのですが、どのようなご議論があったのかお伺いしたいと思います。

以上です。

○司会 ありがとうございます。

では、これまでにいただきましたご質問、ご意見について、外務省側より何かありましたらお願いします。

○外務省（高杉国際協力局政策課長） どうもありがとうございます。少しだけコメントさせていただきます。

本当は、本日の公聴会は、基本的に皆様からご意見を伺う場だったのですが、本日は事前の登録がありませんでしたので、意見交換会の形にさせていただいたほうがいいかと思っております。

そういう前提で、この段階で最終的な大綱案を、今いただいているご意見を踏まえて、これから議論していこうと考えておりますので、最終的な結論を予断するものではないのですが、政府案を策定するにあたってどのような考えでこういうものを作成したのかということとは説明できますので、そこを中心にお話しさせていただきたいと思えます。

まず、意見表明①から2点のご指摘がございました。今の大綱案については、今年3月末に岸田外務大臣から見直しプロセスを説明しました。6月26日だったと思いますが、有識者懇談会から外務大臣あてに、これが我々の意見ですという提言をいただきました。それを受けて、我々としては内部でもう一度、それはあくまで有識者の責任で作成したもので政府としてオーソライズしたものではありませんので、参考にさせていただきますということでそれをベースとしつつも、改めて、例えば名称の変更も含めて政府で検討した次第です。その結果、外務省内でのさまざまな議論、関係省庁ともさまざまな議論をさせていただき、その結果まとまったものが今の政府案です。

中東の状況については、特にシリア、イラクの状況は極めて深刻であると考えておりますし、人道的にも大きな課題であると考えておりますので、そこは、現時点でも、日本としてさまざまな支援策を発表させていただくとともに実施にも移しております。ただ、シリアの状況一つをとっても、クロスボーダー支援は極めて厳しい面がありまして、シリアの領域内に入り、シリア国内の難民キャンプに直接日本のODAを通じた支援を行うのはなかなか厳しい状況があります。そうした中で、国際機関と連携し、場合によっては他国のNGOや政府機関とも連携しながら、シリア政府からは必ずしも守られない反体制派の難民の人々の手に届くための支援に努めているところです。

さらに、その国から、例えばヨルダンに出てきて、ヨルダンのコミュニティに大きな負担をかけているものについては、ヨルダン政府に対する協力を行い、ホストコミュニティがシリアからの難民をしっかりと受け入れられるようにということで対応しております。これは、最近、ISILの活動で、イラクからも難民がトルコへ移ったりという動きがありますので、そうしたものについても我々はしっかりと認識している状況です。

新大綱案は、9月から10月にかけて最終案をまとめたので、最新の中東情勢を全く知らないで事前につくってしまったのでこうなったということでは必ずしもありません。実際問題、今回、「人道支援」ないしは、「難民・国内避難民」といった言葉も、現大綱からすると非常に多く、20か所近く使っていて、現大綱よりも、そうした点についてはよりしっかりと位置づけたと考えております。

ただ、中東については、例えば地域別重点方針の中でも、「平和構築」といった言葉は確かに書いてありますけれども、必ずしも人道的な状況について十分な言及ができていない面もあるかと思いますので、最近の中東地域の不安定化改善のための協力は、「重点課題」の2番目の柱の「平和で安全な社会」を実現するためにも大きな分野であると考えております。また、本文の5ページ目の最下段のパラグラフ等にもいろいろ記述させていただいております。中東地域の状況を踏まえながら、こうした分野での協力がしっかりとできるよう、新大綱での位置づけをもう一度考えてみたいと思っております。

官民連携については、確かに、民間企業からのお話を伺うと、インドネシアも含めてアジア地域の関心が引き続き高いですけれども、中東地域については、イラン、イラクなどを含めて関心が強いですし、湾岸諸国についてもそうです。中東地域については、先ほど、カリブの小島嶼国の文脈で卒業国の話をしましたが、湾岸諸国は一人当たりのGNIが非常に高いので、国際定義上はODA卒業国の位置づけになっています。ただ、この点については、そこを若干先取りする形で、今年のゴールデンウィークに安倍総理が中東湾岸諸国を歴訪されたときに、「コストシェア技術協力」という考え方を打ち出しています。

この考え方に基づいて、今、具体的にオマーンやUAEなどの国々と調整を進めているところですが、考え方としては、彼らは確かに原油の収入があるのでお金はたくさんある。お金はたくさんあるので資金には困っていない。しかし、彼らは人材が不足しており、出稼ぎの人々を多く受け入れています。彼ら自身が自国を支えていくための十分な人的リソースに欠けているという問題があります。さらに、急速な都市発展に伴い、種々の廃棄物を含めて深刻な都市問題の課題を抱えています。こうした課題を解決する上で、具体的にはJICAを通じた日本の技術協力、いろいろな問題を解決するためのノウハウや知恵を日本から欲しいという日本に対する期待があります。

これについては、コストシェア技術協力ということで、原則としてお金は相手国に負担してもらい、日本は必要な技術協力を行うという考え方で協力を進めていくことができないかということで推進しているところです。したがって、ODAの世界では、こうした所得水準が極めて高い国については、日本企業の関心もある程度踏まえながら、そうした技術協力面での支援の余地があるかと考えていますが、量的にはこれから徐々に始めようという状況で、まだまだ本格化には至っていないところがあります。

さらに、円借款を中東地域に実施してほしいという日本の民間企業からの要望もあります。ただ、これについては、所得水準が極めて高く、お金もたくさんある国にどの程度資金ニーズがあるのか、我々としてもいまひとつ腑に落ちない面があり、現段階では、そうした極めて豊かな国に対して円借款のような形でODAを本格展開していくことについては、若干の留保があります。その一方で、イラクやイランなどの国々は、まだそこまで豊かではないので、そうした国々については、引き続き民間企業の動きも見ながら、我々として官民連携推進についてしっかり取り組んでいきたいと考えております。

今回の大綱では、アジアについてはこれまでも官民連携を十分に取り組んできた歴史が

あるので、そうしたことを背景に、アジア、アジアという言葉が目立っていますが、中東地域においても、今後、中南米なども含めて、民間資金とうまく連携する形で開発途上国の開発に資するような、そういう民間投資の流れをつくっていくことができると考えております。

意見表明②からご指摘いただいた4点について、簡単に申し上げます。

1点目は、開発協力の目的、今の大綱でいうとODAの目的ということで書いてあります。オレンジ色の資料もあわせてご覧いただきたいと思います。2003年大綱は、1ページめくっていただくと本文がありまして、「目的」に「我が国ODAの目的は、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資することである。」と書かれていまして、基本的には、現大綱の目的もこれを踏襲した面があります。

しかしながら、変わっていることは、「これを通じて」の部分かと思えます。今の大綱では「国益」という言葉は使われていません。その代わりに、「我が国の安全と繁栄」が使われています。2003年大綱策定時の経緯をいろいろとお聞きすると、そのころも、「国益」という言葉を使おうではないかという意見はあったそうです。しかしながら、最終的に「日本の国益とは何か」という議論が相当あって、日本国家の利益なのか、日本国民の利益なのか、何なのかというさまざまな議論があった中で、「国益」という正体不明の言葉を使うのではなく、「我が国の安全と繁栄」という言葉で中身をあらわす道を選んだと聞いています。

そうした中で、今回も、「国益」という言葉を使うかどうか、省内でもいろいろな議論がありました。新大綱においても若干言及されていますが、昨年12月17日に「国家安全保障戦略」が閣議決定されています。その紙の中で「国益」という言葉が使われているのですが、日本の国益はこういうことであると、3分の1ページくらい使って相当詳しく説明しています。我々としては、それは必ずしも外務省が作成した文章ではないのですが、国家安全保障戦略で書かれている国益の説明を、具体的に今回の大綱で若干引用させていただいていまして、「日本の平和と安全を維持」、「更なる繁栄を実現」、「見通しがつきやすい国際環境の実現」、「普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護」、こういった要素から成り立っています。この国家安全保障戦略でしっかり説明されている「国益」という言葉を、今回、それを踏まえた形で使ってもいいのではないかという結論に達し、「国益」という言葉を使わせていただきました。

ただ、「国益」という言葉を裸で使うと、どういう意味なのかと。「国益」はいろいろな人がいろいろな意味で使うので、「国益」の中身が人によって解釈が異なることになってしまうかもしれないということで、今回、「国家安全保障戦略」で「国益」の説明をだしているのです、そのエッセンスをここに持ってきたという経緯があります。

ですから、機会があれば「国家安全保障戦略」をあわせ読んでいただくと、よりわかりやすいかと思えます。我々としては、「国益」という色を出したくて説明を付したわけではなく、「国益」の内容について無用な誤解が生じないように、ある程度説明しておいたほうがいいのではないかということで、「国益」の前にこのような説明をさせていただきました。

もう一つ、これも省内で議論された点があります。本文の3ページの「目的」のところですが、「開発協力の目的」が書いてあります。「我が国は、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献することを目的として開発協力を推進する。」ということで、ここで句点を打っています。その上で、第2文として「こうした協力を通じて、……国益の確保に貢献する。」ということで、あくまで開発協力の主たる目的は、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に一層積極的に貢献していくことであるということ、そこで一旦切って、その上で、第2文で「こうした協力を通じて、……国益の確保に貢献する。」という形で、国益の確保が、二次的というとおかしいかもしれませんが、まず「国際社会の平和と安定及び繁栄の確保」が先にあって、それを通じて日本のためにもなるということの説明したつもりです。それが、表現としてうまく伝わるかどうか、このあたりに問題があるかと思しますので、今回いろいろなご意見をいただいている中で、もう一度考え直す必要があるかと思いますが、一応、趣旨はそういうことです。

2点目のご質問のポスト2015開発アジェンダの関係については、ご指摘いただいたとおり、我々としては、国際社会での議論を所与のものとして、ニューヨークでこれが決まってしまったので、日本としてはそのとおりに推進しなければいけないということで行うのではなく、日本は国際社会でこれだけ大きな存在感を示している大国ですから、日本は決められたことにただ従うのではなく、むしろ、日本がニューヨークで、こういう方向に国際社会全体が進むべきであるという議論を持っていくべきであるということ、今回、新大綱の策定を、あえて2015年よりも先に持ってきた面があります。

ただ、我々としても、日本が向かっている方向性と国際社会全体が向かっている方向性が大きく乖離することはよろしくないと考えていまして、ここの整合性は、既にポスト2015年開発アジェンダについて、持続可能な開発に関するオープン・ワーキング・グループでもこれまで議論されていて、今年、レポートがまとまっています。また、近く国連事務総長の統合報告書もまとまる予定です。

そうした議論の流れを我々としても注視しており、そこで議論されていることを、ある程度我々もこの中にしっかりと組み入れる配慮はさせていただいております。もちろん、官民連携などの話は、ポスト2015年開発アジェンダの中には必ずしも出てこないのですが、官民連携は、必ずしもそれ自体が目的ではなく、あくまでも手段、方法と考えておりますので、我々としては、特に重点課題として挙げた3点については、ポスト2015年開発アジェンダの流れとの整合性はとれているという判断をさせていただいております。

3点目の予算については、我々としては、ODAの今後のあり方について考える際に、ODAの中身もさることながら、世論調査の資料を最後に付けさせていただいたとおり、ODAの量をどう考えるのか。要するに、今よりも増やすべきなのか、減らしていくべきなのか、現状程度で進めるべきなのか、こうした点についてはきちんとした指針を示してしかるべきと考えていました。

さらに、その点について、今回こういう形で国民レベルで既にいろいろなご意見をいた

だいて、ODA はやめるべきである、もっと増やすべきである、さまざまなご意見を個別に
いただいておりますので、改めて各セクターの方々と議論した上で、今後、量については
こういう方向性を目指すというものを策定しておいたほうが、説明責任という観点からも
いいだろうと考えていましたが、いろいろ議論を積み重ねていく中で、今の2003年大綱は、
実は、量については何の言及もありません。2005年にODA中期政策というものを現行大
綱のもとにつくってありますが、そこにも量的な目標については一切言及がないという状況
の中で、量については、ご案内のとおり、国の予算は単年度予算主義をとっており、先
の方針がなかなか見通せない状況にあります。したがって、ODA予算についても、参考資料
の6ページに「予算の推移」を掲載しておりますが、一般会計予算は減る一方です。ピー
クを迎えたのが1997年度でしたが、その当時と比べると、今年度の予算はマイナス53%
ということで半分以下の水準になっています。この勢いが今後弱まるかどうかは全く予断
を許さず、このままさらに先細る可能性もあるかと思えます。

政府として財政健全化目標を掲げている中で、今後のODA予算についてどこまで増やせ
るのかについては、なかなか明言できる状況にありません。かろうじて言えることは、GNI
の0.7%をODAに充てるという国際的な約束があります。これは国連総会で決議された
だけでなく、日本自体も、過去のG8サミット等で繰り返しコミットしてきている約束です。
いつまでに達成するということまでは約束していませんけれども、0.7%目標は日本として
も受け入れている目標ですので、現時点で、資料の7ページ目の左下のグラフでお示し
しておりますが、日本は昨年の数字で0.23%ですので、この0.7%目標は、今のODAを3倍
くらいにしないと実現不可能な数字です。したがって、一朝一夕に、来年、再来年に実現
できるかと言われると、極めて厳しい目標ですが、この目標を念頭に置きながら実施基盤
の充実を図っていく。これが現時点で言えることとして記載させていただいております。

最後に、震災復興との関係についてです。震災復興については、場合によってはJICAから
補足していただければと思いますが、ODAを通じて、例えば被災地の産品を途上国に供
与することで被災地の復興を助けるための、例えばノンプロジェクト型の無償資金協力で、
一定の資金、例えば1億円を途上国に供与して、その1億円を使って、被災地の魚の缶詰、
被災地の産品を途上国への供与に充てる形で、被災地復興の一助とならないかと考えてお
ります。ODAの世界で震災復興のためにできることは限られていると思いますが、そうし
た中でも、被災地の復興にも資するようなODAに一部努めております。

ただ、新大綱は、今後、具体的な年限は区切っていませんが、10年くらい先を見通して
策定していますので、東日本大震災直後の状況を考えて文言をつくると、今後10年くらい
たつと状況がまた変わっていくかもしれないということで、現時点の最新の情報をここで
全部書き込むことはあえてしなかったということがあります。

そういう意味において、例えば来年3月に仙台で第3回国連世界防災会議が開かれま
す。この防災会議においては、日本はホスト国ですし、さらに東日本大震災の経験もある
ので、日本としては、防災分野での国際協力について、中身の面でいろいろな知恵を出し、

協力していきたいと考えております。そうした意味でも、日本の震災復興の経験を国際社会と共有して、それを今後の日本の開発協力に生かしていきたいということを考えていますけれども、そういうことを踏まえつつも、今後10年くらいを見越して策定する開発協力大綱の中には、個別具体的な言及はしないという判断をさせていただいております。

長くなって恐縮です。私からは以上ですが、JICAから補足があればお願いします。

○JICA（中村総務部次長） 先ほどのお話の中で、日本の企業が中東への進出が難しいというお話がありまして、それはおっしゃるとおりです。他方で、実施機関であるJICAとしては、日本の企業が持っているノウハウや経験などを、途上国が抱えている開発課題にもうまく役立てたいということで、そのマッチングを促進させるために、途上国に進出することが難しいような中小企業、あるいは、大企業でもいいのですが、そうした方に途上国に行ってもらって実情調査をしていただく、あるいは、実際に事業化するための調査をしていただくなどのスキームを用意しております。これに応募していただいて、投資していただく事前のリスクを私どもが協力してなるべく軽減していただき、うまくビジネスにつながっていただければ、我々にとっても、途上国にとっても、そういう開発課題の解決に役立って、日本の企業にとってもそれがビジネスチャンスにつながるようなことで準備を進めるということで、今、推進しています。しかし、残念ながら、提案されている案件としては、ベトナムやインドネシア、南アジアのインドやバングラデシュが多くて、中東で唯一あるのはトルコくらいで、安定している国には来ていただけますが、それ以外の地域では少ないというのが実情です。

また、震災の関係については東北支部のほうが詳しいと思いますが、開発途上地域の支援と日本の地域の活性化をうまくマッチングできないかということで、東日本大震災の被災地である東松島市、スマトラ島沖大地震の被災地でインドネシアのアチェ市との間での相互復興を目指す草の根協力事業が開始されたところです。これの成果が出るのは時間がかかるとは思いますが、そうした形でそれぞれの経験、ノウハウを吸収しながら、途上国の開発にも役立つし、日本側の地域復興にも役立つという形が今後生まれてくれば良いなと考えております。

以上です。

○司会 どうもありがとうございました。

せっかくの機会ですので、ご発言をお願いします。

○意見表明③ 2点ほど申し上げます。

一つは、今回の開発協力大綱の中で、民間連携ということが強調されています。民間連携は非常に必要なことと思いますが、途上国での経済成長ばかりがあまりにも優先されてしまうと、その中で、開発のいろいろなゆがみ、開発から取り残される人たちが出てくる

のではないかと、そこにきちんと配慮できるのか、環境問題についてきちんと目配りができるのかということに危惧しております。

評価の充実ということがこの中にも書いてありましたし、公平性の確保という言葉も書いてありますが、実際に支援先の国の中で、本当に大企業や富裕層の利益だけが優先されているというか、そこばかりが伸びていくようなことに ODA が貢献することになっていないか、本当に公平性が確保されて、貧困層や周縁化された人たちが恩恵にあずかっているかということなどをどのように評価していくかということ、しっかり定めておいていただけるといいと思います。

東日本大震災の経験ということで、先ほど防災分野での国際協力や震災復興の経験を生かすことについてはぜひ推進していきたいけれども、今後 10 年使っていくこの大綱の中ではあまり触れていないというお話がありました。今回の東日本大震災の経験の中でも、特に、原発事故の経験は、世界的に見ても大きな経験であったと思います。安全な社会をつくるということは、危険なものを持ち込まない、その国がコントロールできないものを持ち込まないということでもあると思います。ODA は、原発そのものを建設することには使われなくても、原発周辺の道路や周辺施設の整備には使われると聞いています。そうしたときに、本当にその国が原発をコントロールできるのか、安全を確保できるのかということ、どれだけはかりながら対応していくのか。それが確保されないまま ODA が原発周辺整備のために使われることがないように、切に願っております。

○司会 ありがとうございます。

もうおひと方、お願いします。

○意見表明④ 今回の大綱は、「環境」を色濃く入れていただいて非常にありがたいと思っています。

先ほどのご質問にもありましたが、持続可能な開発目標 SDGs の動きもぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

もう一つは、ソフトパワーということが出てきていて、小泉総理のころの ESD 持続可能な開発のための教育をやってきていまして、ぜひとも環境分野の人材育成は引き続きお願ひしたいと思います。

同時に、これは私の感覚ですが、かつて産業公害が日本にあったころのノウハウ、また、人材を一緒に使って、国際的に環境教育に対応してきたと思います。ずいぶん時間がたちまして、あのころの人たちがリタイアしていくと、この 10 年くらい、廃棄物リサイクル対策、特にリサイクルの関係は目覚ましく国内で伸びていて、そうした新しい分野が出てきているのかもしれませんが、このように、ニーズだけではなくてシーズ、我々が持っているものがずいぶん変わってきているのではないかと思います。世代交代もあり、その掘り起こしをしなければならないのではないかと思います。

私の知り合いで環境行政に携わってきた人も、廃棄物対策でがんばっていた人がそろそろ第一線を退くような人がいます。民間活力としてそういう人をぜひとも活用して、お金だけではなく、自治体や企業など、我々が持っているそうした強みをぜひ引き出して、掘り起こしていただければと思います。

以上です。

○意見表明⑤ 今日は、ご丁寧な説明をありがとうございます。私からも3点ほど意見等を述べたいと思います。

まず、東日本大震災の関係です。震災復興といってもまだ道半ばで、震災直後は途上国を含む世界各国から物資等たくさんの支援を受けておりました。本当にありがたいと思っております。これも、今回の大綱の中に「世界から最も信頼される国」という表現もありましたが、これもやはり長年 ODA を続けてきた賜物なのかと捉えています。

先ほど JICA の方からご紹介がありましたが、地元でも、協力隊の OB が、今も被災地にたくさん入っていただいて、コミュニティの支援などを続けていただいております。本当に頭が下がる思いです。そうした国際協力を通じて培った経験や人間力、そうしたものが復興にも役立っていると考えています。そういう意味では、国民の人材育成というか、人間力の向上にも役立っていると思っています。

それに加えて、例えば外務省、JICA はもちろんですが、途上国の最前線で活躍していただいている日本人がいると思います。専門家の方、ボランティアの方、コンサルタントの方々。彼らは現地に駐在して、途上国からの信頼を得て、顔が見える協力をずっと続けてきており、こうした点も日本の今までの特長かと捉えています。そうしたところが日本の ODA の強みなのではないかと考えています。それが、もしかしたら直接ではないかもしれないけれども、信頼される国になったという背景にあるのではないかと考えています。ぜひとも、こうした強み、経験と知見を、これからの大綱の理念を施策に移す中で生かして行ってほしいと考えております。

先ほど、官民連携や自治体の連携といった中で、地方自治体や大学・研究機関等との連携を強化するということがあります。私が所属している地方の大学においても、途上国を含めた国際的な視点は、これからの人材育成にとっても大変重要と捉えています。開発協力に関する専門の学部などを擁する大学以外にも、そうした潜在的な能力や知見を有しているところが多いのではないかと思います。大学でも海外の大学との連携を進めていますが、やはり先進国が多いです。持続的な開発協力には、途上国とドナー国たる日本とも、それに携わる人材育成が重要と考えていまして、その意味で、できれば途上国の大学との連携などもこれから進めていかなければいけないのではないかと思います。当然、既に推進しているところもあります。そういう意味で、こうした点もぜひとも施策の中に活かして行ってほしいと考えております。

3つ目ですが、例えばごみ問題や上水道・下水道の問題、農民の農業水利組合など、そ

うした技術移転のノウハウは、実は住民に密着した地方自治体が結構持っています。大綱にもあるとおり、地方自治体との連携が重要で、これから協力の実効性を上げていくためには、そうした連携を具体的に推進していく必要があると思っています。

ただ、一方で、地方には、ODAは国の仕事だという考えが根強くあります。また、人員削減が進む中で、なかなか人員を割けないという実情があることを、私も担当していて感じています。これは大きく厚い壁があると思っています。連携というものはウィン・ウィンでなければ進まないのです、この大綱の理念を実際に実行に移していく中で、地方自治体と一緒に、地方側のメリットも明らかにしていき、ともに手を取り合っていければいいなと考えておりますので、そうしたことも含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

○司会 ありがとうございます。

3人の方からご質問、ご意見等をいただきましたので、外務省側より何かありましたらお願ひします。

○外務省（高杉国際協力局政策課長） 貴重なご意見をいただきまして、本当にありがとうございます。若干コメントさせていただきます。

最初に、意見表明③からいただいたご意見ですが、今回、「官民連携」の文脈もあって、経済成長面が重視されすぎているような印象があるのかもしれないと思ひました。我々としては、冒頭にもご説明しましたが、「成長」を単体で使うのではなく、国民向けに、**Quality Growth**を「質の高い成長」と訳して使っているのですが、**Quality Growth**という言葉自体がニューヨークの開発関係者の中では使われていても、必ずしも一般国民レベルに定着した言葉ではないので、あえて鍵括弧をつけさせていただいて、いわゆる「質の高い成長」ですよということを表示として用いながら、その中身の解説として、本文の5ページに書いてあるように、ここもまた若干、開発関係者のテクニカルタームに近いところがあるのですが、「包摂性」、「持続可能性」、「強靱性」の3つを兼ね備えた「質の高い成長」を支えていると記載しました。

我々が官民連携でサポートする民間の投資活動、民間資金は、あくまでもこの3つを兼ね備えた「質の高い成長」につながるように、そこをODAを使って誘導していく、触媒としての役割を果たしていくことを今回は書いたつもりです。具体的には、本文の10ページの（ア）の最後のパラグラフですが、「また、開発協力と共に実施される民間投資が相手国の『質の高い成長』につながるよう、上述の我が国開発協力の重点政策を十分に踏まえ、包摂性、持続可能性、強靱性、能力構築の促進等を確保するよう留意する。」としております。先ほど申し上げたとおり、我々としては、民間投資に対して注文をつける権限はありません。したがって、民間が、若干環境破壊的な投資を行うことがあっても、我々が環境社会配慮ガイドラインが適用できるのはODAやJBICのローンなど政府の手が届くところに限られているので、民間企業の自由な投資活動を、日本政府として、これを推進しな

い、これはだめですという形でいちいち指図することは難しい状況にあります。

ただ、そうした中でも、政府として、民間投資が途上国の「質の高い成長」にしっかりとつながっていけるよう、ODA 予算をうまく組み合わせることによって、例えば、環境に配慮していない民間の投資案件であれば、その是正がなされないと ODA による支援は行わないといった形、ないしは、そこをきちんと配慮できている案件については ODA を使って積極的に相互補完的な形で開発が進むように支援していくという対応の仕方があるかと考えております。我々としては、そういう形で、ODA がゆがんだ成長を促進することにならないように、そこは留意していくつもりですし、今回の新大綱にも、その考え方は一定程度盛り込んだつもりです。もし、今の書きぶりでは必ずしも伝わらないということであれば、もう少し書き方を考えたいと思います。

原発の関係では、OECD のルールがありまして、原発輸出に資するような ODA は禁止されています。したがって、日本の原発輸出がどうなるかわかりませんが、そこに ODA を使って後押しすることは国際ルール上できないことになっています。したがって、我々としては、そういう国際ルールに反する ODA を行うつもりは全くありませんので、原発輸出に資するような ODA はそもそも実施しません。

しかしながら、ご指摘いただいたように、原発の周辺インフラの整備に対しては、日本からの原発輸出に直接結びついていなければ、一応禁止されていないということだと思います。ただ、我々としては、もちろんエネルギー分野での協力は重要と考えております。原発に限らず、再生可能エネルギーについてはしっかりと協力していかないと、将来的に再びエネルギー危機が起き得ると思いますし、引き続き原油に依存している状況では、二酸化炭素の排出一つをとってもよろしくないと考えているので、エネルギー分野での ODA による支援はしっかりと対応していきたいと思います。

これは、必ずしも原発を積極的に導入してくださいということではないと思っていますし、むしろ、今後、新規原発導入国がどの程度増えるかどうか。そこは必ずしも我々が押しつけることはできない、途上国の判断によると思います。我々としては、その場合も、原子力安全について、例えば JICA の研修等を行い、しっかりと啓蒙する。原子力の安全性について知らない途上国の人々も多いと思うので、そこを、日本の過去の原発事故の経験等を含め、ないしは、原子力安全のためにさまざまな工夫をしてきたということもあるので、そうした知見を、過去の教訓も含めて提供することによって、より安全な原子力の利用が実現できるのであれば、そこは協力の余地があるのかなと思っています。

実際、過去にも原子力安全ということで、例えば JICA が協力を実施したケースがあると認識しております。我々としては、原子力については、引き続きそういう形で、安全に資するような形での協力を展開していくことになるかと思っています。いずれにせよ、そこは、今回の新大綱においては、原子力を中心に ODA を進めていくところまでは考えていないので、特段、重点分野等を含めていませんが、基本的な考え方はそういうことです。

次に、意見表明④からいただいたご指摘として、SDGs の動きは引き続き十分踏まえてい

きたいと考えておりますし、ソフトパワーについても、日本らしい協力を推進していく際に、ハードだけではなくソフト面での協力が重要であると考えております。ハードからソフトへの流れは、今回の新大綱で初めて始めるものではなく、過去10年くらい、そちらの方向に向かっていますけれども、過去のODAの経験に照らしても、維持管理・運営にしっかり踏み込んでいかないと、インフラ一つをとっても、ハードだけを整備しても、途上国の人々がそれを十分に活用しきれない。その結果、日本のODAが所期していた効果が上げられないという過去の失敗例もありますので、我々としては、維持管理・運営の面をしっかりと協力していく。そこは技術協力が中心になりますが、技術協力こそ、顔が見える援助、日本らしい援助ということで実現できるかと思っております。

実際問題としても、ハードインフラだけでは、最近、中国の企業や韓国の企業、その他安い価格でそこそこのものをつくることができるようになってきています。したがって、価格競争で考えると、日本が世界で一番安く物をつくれるということではなくなってきていると思います。そうした中で日本の強みがどこにあるかという点、まさしくソフト面、維持管理・運営のノウハウの面で日本は一日の長があり、日本らしい支援ができると思うので、日本が協力を行う場合は、他国が実施している協力と全く同じ協力ではなくて、日本ならではの協力、日本が持っている良い点が相手国に提供できるような協力であってしかるべきと思っております。そういう意味でも、ソフトパワー面が非常に重要であると考えております。

そうした中で、ESD（「持続可能な開発のための教育」）についてもご言及いただきましたが、我々としては、ソフト面での協力を行う場合は、それを担っていただく人がいないと話にならないということで、今回、新大綱案においては記述が若干少なくて申し訳ないのですが、最終の12ページに「開発協力人材・知的基盤の強化」という項目を挙げております。最後の項目は「実施基盤の強化」で、(ア)として「国民及び国際社会の理解促進」と書いてあり、もう一つが「(イ) 開発協力人材・知的基盤の強化」があります。

冒頭に予算に関する記述がありますが、ODAは、きれいごとを言っても実施しないと意味がないと思います。実施するためにはリソースがなければなりません。リソースは、一つは予算です。やはり、量がなくて徐々に先細っていくと、いかに立派なODAでも十分な効果を上げられません。ただ、量をしっかりと確保するためには、まず日本国民の皆さんからのコンセンサスがなくて、国会議員の先生にしても、財政当局にしても、日本国内がこれだけ厳しい中で、日本国民も、今はODAを展開するゆとりはない、むしろ国内優先であるという方向に向かうと思うので、日本のODAが日本にとって本当に必要なものなのか、役に立っているものなのかをしっかりと説明する。さらに、それが国際社会からもきちんと評価される。ここを大前提としなければいけないと考えております。

それに加えて、やはりこれを支えていくための人材をしっかりと確保しなければいけないだろうと思います。その人材を育てなければいけなくて、そのために、一つはESDがあると思います。もう一つは、育てなくても、民間セクターや地方自治体、NGOも含めて、既

にいろいろなところで多くの知見を有している方々がいらっしやると思うので、そうした方々をうまく国際協力に活用していきたいと考えております。JICAの専門家として参加していただくにはいろいろなハードルもあると思いますが、例えば、退職後にこういう国際協力の世界に足を踏み入れていただいて、それまでに培ってきた知見やノウハウを役立てていただくことなどが考えられるかと思っております。そこは、JICAでも、シニアボランティアの活用も含めていろいろ推進していただいていると思っておりますが、そこは引き続き展開していく考えです。

最後に意見表明⑤から幾つかご意見をいただきました。今の話と少し重なりますが、我々としては、例えばJOCVについては、「民間連携ボランティア」という言葉を使っていますが、要するに、民間企業からの現役派遣のようなものを積極的に増やしていきたいと考えております。大学生が大学を卒業して青年海外協力隊の経験を積んで、それから就職しようとしてもなかなか厳しい面がある中で、JICAも含めて、我々も再就職支援の対応をしておりますが、それに加えて、既に民間企業の第一線で働いている方々が国際協力の場に参画していただける機会を増やせないかと考えております。通常、青年海外協力隊の任期は2年ですが、企業から現役で来ていただく場合は、それを短くして、1年、半年でも来ていただけるような形にしています。

ただ、企業側からすると、現役の貴重な戦力をボランティア活動に出して企業に何のメリットがあるのか、それなら会社で仕事をしてもらったほうが稼げる、という考え方があるので、参加していただける企業はなかなか増えない状況です。我々としては、それを越えて、企業にとっても、青年海外協力隊で活動した経験を持ち帰って、その企業自体の人材を養成することの役にも立つという側面をもう少ししっかりと宣伝させていただき、さらに実例を積み重ねて実感していただいて、その結果、人を育てるためにも国際協力の活動経験を積むことが役に立つということを、国内でも徐々に理解を広げていくことができると考えております。

この新大綱案では、12ページの「開発協力人材・知的基盤の強化」に集中してしまっていて、若干言葉足らずに終わっているかもしれませんが、基本的な考え方としては、そういうことです。

大学との連携強化についても、10ページに「官民連携、自治体連携」ということで若干盛り込まさせていただいておりますが、最近、産業人材育成という観点からも、昨年のTICADVの折に、安倍総理から、「ABE イニシアティブ」ということでアフリカの産業人材育成イニシアティブを打ち出させていただきました。これは、アフリカから1,000人の若者を受け入れ、日本の大学院などで勉強してもらうということになっております。今後5年間で1,000人を呼ぶ計画ですが、こうした中でも大学でしっかり受け入れていただき、さらに日本企業でインターンの経験を通じ、母国に帰国してから、その国を支えられる人材になってほしいということで始めています。

また、「資源の絆イニシアティブ」というものがあって、特に資源関係の途上国の担当部

局の政府職員の方を、日本の、例えば秋田大学などを含めて留学に来てもらって、いろいろ勉強して帰国してもらおうという協力も実施してきているところで、そうした中で、日本の大学との連携を強化していくことは、今まさしく進めている方向性そのものでもありますので、「官民連携、自治体連携」の流れの中で、目的というよりも、より援助の質を上げていくための努力の一つだと思っておりますが、大学との連携もしっかり図っていきたいと思っております。既に JICA の地方支部においても、各地の大学等とコンタクトさせていただいていると思っておりますが、外務省としても、ぜひそれを推進していきたいと考えております。

地方自治体の海外展開支援も最近では進めております。一つは、草の根技術協力というメカニズムを通じて、地方自治体提案型で、例えば、横浜市や北九州市、神戸市などが積極的ですが、上下水道、ごみ処理、廃棄物に関しては、民間企業や中央政府よりも、日本では地方自治体が一番ノウハウがあります。したがって、例えば途上国の廃棄物の問題を解決する上では、地方自治体が持っているノウハウを生かしていくことが途上国の開発に資する、抱えている課題解決に資する面があるので、今は、地方自治体から積極的に提案していただき、それをもとに ODA でもお金を付けて支援していくという協力活動を展開しております。

ただ、外に出ていく意欲がある地方自治体は限られていて、多くの地方自治体は、なぜ途上国の開発にうちの市役所が関係しなければいけないのかという感じで、必ずしも外に積極的に打って出ようとするところは少ないので、我々としては、例えば横浜市の経験を他の地方自治体にも共有してもらおうことによって、地方自治体にとってもメリットがあることを、ほかの地方自治体の口から語っていただいたほうが有効ではないかと考えております。これは、必要があれば JICA から補足していただきたいと思っておりますが、そうしたセミナーの開催なども実施しようとしているところです。

私からは以上です。

○JICA (中村総務部次長) ありがとうございます。地方自治体との連携等を含めまして、高杉課長からお話があったとおりですが、協力隊の関係で言いますと、協力隊の帰国したボランティアの方を復興庁で採用いただき、東日本大震災の復興支援ということで、昨年度までで 80 名、現在は 3 けたになっていると思っておりますが、ボランティア経験者にノウハウを提供していただいて活躍していただいております。彼らも途上国で学んだことを、ぜひ日本にフィードバックしたいという思いを強く持っておりますので、そうしたところで受け入れていただいて、彼らもやる気を持って活動していただいていると思っております。

また、先ほど高杉課長からお話があった民間連携ボランティアですが、数としてはまだ少ないです。これは 2012 年度から始まって、2012 年度が 4 名、2013 年度が 12 名です。ただ、興味・関心を持っていただいている企業数は年々増えていまして、これまでセミナーを 120 回くらい行い、参加企業は 4,000 社を超えております。実際に派遣にまでは至

っていないものの、派遣合意書を締結した社が 45 社くらいありまして、タイミング等がうまく合えば大いに出していただけることになるかと思えます。

自治体には従来からご協力いただいておりますが、自治体職員の皆さんは年に 30 名前後の方にご協力いただいております。教員の方々はまだ少し増えていまして、例えば 2013 年度実績で 78 名の先生方に途上国へ行っていただいております。こうした方々が日本に帰国して、日本の学校で経験を還元していただけるのかなと期待しております。

自治体連携のことで申し上げますと、草の根技術協力という事業の中で地域経済活性化枠を設けて、地方自治体と協働して事業を行う枠組みです。これも 2013 年度に始まったばかりですので、これまでご協力いただいていたような自治体が初年度は多かったのですが、説明会などを通じて徐々にご関心が高まっているようです。特に、日本が持っているような都市計画や環境社会型の社会技術が分野としては強みではないかと思えます。これ以外にもいろいろなノウハウがあると思えますので、従来であれば途上国にはあまり進出していただけなかった地方自治体の皆様にもご参加いただけるように、我々としても後押ししたいと考えております。

先ほど申し忘れましたが、岩手県、宮城県、福島県の 3 県と協力して実施した東日本大震災復興プロセス研修というものがあまして、こちら、これまで私ども JICA が実施している研修事業に、昨年度までに 61 件、計 680 名を超える、もう 4 けたに近づくくらい研修員が被災地を訪問させていただいて、その復興プロセスを学んでおります。そうした意味でも、さまざまな形で、地方自治体あるいは地方の皆様と連携する機会が増えていることを実感しております。

○JICA（儀員企画部総合企画課主任調査役） 今お話がありました、自治体の経験の共有の話ですが、外務省、実施機関である JICA が協力して、そういう動きを広めようとしております。例えば、週明けに多くの自治体に集まいただき、その経験を共有する。もちろん、初めての自治体にとっては関連する協力のスキームを知っていただく、これまで取組んでいくところにとっては、経験を共有することでさらにどういう形で進めていけるのかという話を考えるようなセミナーなども、現在、準備しております。例えば東北からですと、東松島市から来ていただいて、アチェと東北の相互復興の事例を共有していただく予定となっております。特に初めての自治体にとって、知っていただくことは大切と考えていまして、少しでも裾野が広がっていけばいいと考えております。

同じような形で、大学に関しても連携の会議を行い、知見を共有することで取組を広げていければと考えております。もちろん、全国にある 14 の国内拠点を中心に自治体や大学等様々な関係者と日々の関係を構築していますが、近年協力するスキームが大変広がっていまして、例えば大学との連携では、今までは科学技術について新大綱案の重点課題に書かれていて大きな取組でしたが、政策研究のようなことでも実際の技術協力で、ASEAN や アフリカなどに増えてきています。そうしたところでの広がりがあられている中で、ど

のような経験を共有できるのかということは、実施機関としても、外務省と一緒に進めていければということで準備している段階です。

以上です。

○司会 ほかにございますか。

○意見表明⑥ 今日は、ご丁寧な説明をどうもありがとうございます。いろいろ勉強になりました。

現在、NGO が中心となり「国際協力 NGO による ODA 大綱見直し 10 の提言」が公開されています。もうご覧になったかと思いますが、私は、基本的にこの提言に賛同します。この提言以外の部分で 1 点だけ意見表明させていただきたいと思います。

先ほど、ほかの方もご質問されたことですが、いわゆる「国益」という言葉をこの大綱の中で使うことについて、抵抗というか、疑念があります。というのは、日本の国際協力の ODA が国益を度外視して実施されていると国際的に受け取られているということはないと思います。しかし、「国益」という言葉をここに書いた段階で、全体の品位が下がってしまう。国益、自分たちのために ODA を実施しているのかと直接的に見られてしまう。

先ほど課長さんもおっしゃいましたが、国家安全保障会議の中身で「国益」が説明されているということでしたが、その中身を書くことで十分に説明されるのではないかと。つまり、「国益」という言葉自体が一人歩きする危険性があります。「国益」という言葉からイメージされるものの中にネガティブなものがあると思います。そうしたことを考えると、ここで、ODA に対する国民的な理解が徐々に下がっているということもあるかもしれませんが、ここで「国益」という言葉を使うことによって、全体のトーンが下がってしまうとか、崇高な、もっと高いレベルでの理想を実現するために実施していると私どもはずっと考えていて、それが回り回って日本のためになるということであればいいのかなと思いますが、ここで「国益」と書いてしまうことによって、矮小化されてしまうような印象を持ちました。

むしろ、日本国憲法にも書いてあるような、公正な社会、人権などを世界的に実現していくものであるということを高らかにうたったほうが、よりレベルの高いものに受け取られるのではないかと思います。

以上です。

○司会 予定の時間は過ぎておりますが、ほかにございますか。

○意見表明⑦ 本日は貴重なお話をありがとうございます。私からは、ODA の優先分野・重点分野に関して述べさせていただきたいと思います。

本日、配布いただいた資料の 2 ページ、「重点施策」には、法の支配の確立、グッドガバ

ナンスの実現など、多岐の分野にわたって日本が ODA 国際協力を実施していくことが書かれています。この点に関しては、多岐の分野にわたった ODA を提供できることは、全ての国ができるようなことではないと思うので、ぜひ実現していただきたいと思います。しかし、参考資料としていただいたものの 7 ページに、国際目標として GNI の 0.7% を ODA に今後も充てていきたいと思っても、人口が減少して税収が減ってきてしまうと見込まれる中で、多くの分野で国際協力を行うことは本当に現実的なことなのかと、私自身、非常に疑問に思っております。ですから、日本が強みを持っている、日本らしい協力ができる分野、例えば防災ということで、東日本大震災を受けて、防災の ODA だったら日本だよねという反応を途上国から受けることができるのであれば、全ての分野ではなくても、複数分野をピックアップして、重点政策、優先分野としていくことも考えられるのではないかと思います。今後のためには、そうしたことも考えるべきではないかと考えていますが、いかがでしょうか。ぜひご意見を伺わせていただきたいと存じます。よろしく願います。

○司会 それでは、今までのところで外務省からよろしくお願いします。

○外務省（高杉国際協力局政策課長） ご意見をどうもありがとうございます。

意見表明⑥からいただいたご意見で、「国益」という言葉を今回の大綱で使うか、使わないか、中でもいろいろ議論しました。また、同様のご意見はいろいろな方面からも伺っていて、国益論者の方々からも、ODA を使って国益の実現を目指すべきではあるけれども、ODA 大綱というものは、対外的に日本の援助はこれを目指すのだと示すものなので、紙にそのようなことを書くことは不適當である、紙は基本的にきれいごとを書くべきであるというようなご意見もあって、我々もどうしたものかということで、中で相当議論させていただきました。

ご指摘のとおり、あくまでも日本として開発協力を推進する目的は、国際社会の平和と安定・繁栄に日本としてより一層積極的に貢献していく、寄与していくことが主目的としてあるので、国益はその結果という順番であるという点については、外務省も基本的には同じ考えです。ただ、国内においては、これは利他的な行為ではないこともしっかりわかっていたかかないと、日本の財政状況がこれだけ厳しい状況で、社会保障費負担もますます増えていく中で、ODA に回せるお金はないという結論に達してしまうのかなと思います。もちろん、ODA は社会保障と比べてどこまで優先順位を高めるのかということもありますし、今も日本の歳出の中に ODA が占める比率は約 0.6% です。昨年の ODA の実績については資料にも書いてあるとおり、ネットベースで 117 億ドル、グロスベースで 178 億ドルになります。日本の人口が約 1 億 2,500 万人ですので、一人当たり負担で考えると、最近のドルレートからすると、年間で 1 人約 1 万円を ODA のために負担していることとなります。年間 1 万円が多いか少ないかは、人によって受け取り方が違うのでしようけれども、

国民からするとそこそこの負担であることに変わりないと思います。この負担を今しており、この負担レベルを今後はどうするのかということになります。

その際に、ODA というものはチャリティであって、余裕があるときに余った分を人にくれてやるのだという発想でいる限りにおいて、今後は限りなくゼロにしていくという結論にしかならないのかなと思いますが、外務省としては、日本が国際社会で生き抜く中で、日本が鎖国しているのであれば別ですが、日本は国際社会に依存しながら生きていかないと、とうてい自国一国だけでは生きていけない国であると考えておりますし、これは国内でも共有されている考えだと思います。鎖国すれば、日本国民だけ幸せであれば生きていける世界では全くないということだと思いますので、そういった中で ODA が果たす役割について、それが国際社会のために行うことであるけれども、日本のためにもなっていることをしっかり理解していく観点から、日本の国益にも資しているということは、我々としては、説明したほうがいいのか、言わざるを得ないのかなと思っております。

また、プレゼンテーションの問題として、心はそうだけど、あえて書かなくてもいいのではないかという議論もありました。少なくとも、政府案の段階では、政府の説明責任という観点から、ODA と国益の関係についてどう考えているかという政府の考え方をきちんと示しておく。それに対して皆さんからご批判、ご意見を伺うという形のほうがいいのではないかということで、現時点ではあえて載せた形でご意見を伺っているという状況です。最終的にどうするかは、さまざまな方面からいただいているご意見等を全部勘案しながら、もう一度政治レベルにまで上げて決定することになるかと思っております。

意見表明⑦から貴重なご意見をいただきました。ありがとうございます。特に、法の支配、グッドガバナンスの実現は大事な点だと思います。技術協力が中心となると、金額的には、高額の円借款で港湾を整備する、空港を建設する、道路をつくるということに比べると、金額的にはそれほど大きなポジションは占めないと思いますが、我々としては大事な分野であると考えております。

今の重点課題は、先ほどの説明の中で申し上げたとおり、ア、イ、ウの3点に絞っていますが、見方によっては総花的、要するに、あれも行う、これも実施する、こっちも実現するというので、結局何でも手がけるのかという感じがあるかと思っております。そうした中で、ノルウェーやスウェーデンなどの北欧諸国の国々は総花的な援助は実施しておらず、ご存じの方もいらっしゃるかと思っておりますが、一点豪華主義的な、ここというところだけを支援する。国際社会に向けては、自国の協力をものすごくアピールします。我ここにありという形での協力を行う。ですから、総花的に全体を網羅するような協力は——彼らの GNI の比率は1%近くあります。絶対量としては、彼らは国の規模が小さいので少ないのですが、GNI 比から言うと、日本などよりはるかに優等生です。さらに特定の分野に集中することによって、国際社会にも、スウェーデンの協力はこうだ、ノルウェーの協力はこうだという形で印象づけるような協力を実施している面があります。

日本としても、ご指摘いただいたように、今後は税収が減っていき、財政収支も、2020

年プライマリー・バランスの黒字化ということで財政健全化目標を出していますが、なかなか厳しい状況です。そうした中で ODA を減らさざるを得ないことになった場合、その ODA を使ってなるべく大きな効果を図る観点から、今の ODA 新大綱案にある重点課題よりももう少し絞り込んだ形で援助を実施していくこともあり得るのかなと思います。そうした場合に、防災分野をはじめとして、日本が強みを有する分野、これは日本でなければできないだろうという分野を中心に、日本がいかに協力を進めていくのかということの効果的に示すとともに、相手国からもより深く評価される、外交的な効果が高い援助に徐々にシフトしていくことは、考え方としてはあり得るかと思います。ただ、現時点では、まだそこまで踏み込む段階ではなく、今のところは、引き続き国際社会からの期待に応えながら、日本として、一点豪華主義ではなく、ある程度バランスがとれた形でしっかりした援助の充実を図っていくことができないか。そのために、国民皆様からのしっかりしたサポートをいただけないかと考えて、今回、政府案を策定させていただいたという経緯です。

以上です。

○司会 ありがとうございます。

予定の時間を超過しておりまして、まだご意見がある方もいらっしゃるかと思います、あと1人か2人の方からお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、本日の公聴会を終了させていただきたいと思っております。

この場で言い切れなかったこともあるかと思いますので、追加でご意見がある方はパブリック・コメントへご意見をお願いいたします。

本日は貴重なご意見をいただきましたことに、重ねて御礼申し上げます。

最後に、外務省から何かございますか。

○外務省（高杉国際協力局政策課長） 本日は、長時間にわたりまして、なおかつ、私からの説明が長くなってしまい、大変申し訳ありませんでした。

ただ、ODA について関心を有していただいていることに改めて深く御礼申し上げますとともに、今後の ODA のあり方について、必ずしも政府が勝手に考えるということではなく、皆様方のご意見を十分に反映させた形での今後の ODA ・開発協力政策の企画・立案を進めていきたいと考えております。

そういう意味で、こうした公聴会の場で意見交換をさせていただいたことは、我々にとっても非常にありがたく貴重な機会であると考えております。また、本日の、私ないし JICA 本部からの説明を踏まえて、今後の ODA のあり方についてご意見がありましたら、パブリック・コメントもそうですけれども、その他の機会を通じましても、ぜひ積極的にご意見を届けていただけたらと思いますので、よろしく申し上げます。

本日は、長時間お付き合いいただきましてありがとうございます。

○JICA（中村総務部次長） 本日は貴重な機会をどうもありがとうございました。

私ども JICA は援助を実施する機関でありまして、この大綱に基づく援助を展開するわけですが、開発協力を進めていく上では、JICA だけで実現できるものではなく、それぞれの地域の皆さんにもご協力をいただきながら進めていくこととなりますし、いろいろな形で研修員を受け入れていただいたり、あるいは、皆さんのノウハウによって開発課題を解決していくということで今後もお世話になると思いますが、ぜひ、窓口である東北支部にも何かございましたら、引き続きご相談いただければ、また、支えていただければと思います。

本日はどうもありがとうございました。

○司会 以上で本日の公聴会を終了とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。